

東京都公報

発行
東京都

目次

16

条 例

- 東京都国民健康保険保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例……………（保健医療局）…五
- 東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…八
- 東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 東京都港湾管理条例の一部を改正する条例……………（港湾局）…八
- 東京都漁港管理条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 東京都営空港条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都労働委員会）…九
- 高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例……………（環境局）…九
- 東京都自然公園条例の一部を改正する条例……………（同）…〇
- 東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（建設局）…〇

- 東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都立公園条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都霊園条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都給水条例の一部を改正する条例……………（水道局）…五
- 東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…六
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…七
- 東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…八
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例……………（環境局）…八
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…九

条例のあらまし

●東京都国民健康保険保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例（条例第六六号）

- 一 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和五年政令第二四三号）の施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三四年政令第四一号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都国民健康保険事業費納付金条例（条例第六七号）

- 一 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第八号）の施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四一号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第六八号）

- 一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二三三号）及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二二九号）に基づく事務の手数料の額を改定するほか、規定を整備します。
- （例）飲食店営業許可申請手数料（移動、臨時飲食店除く。）
- 一八、三〇〇円 ↓ 一八、〇〇〇円
- 二 この条例は、令和六年六月一日から施行します。

●東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第六九号）

- 一 医療法施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第八五号）の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第七〇号）

- 一 看護業務に従事する人材の確保を図るため、看護師等修学資金の債務の返還免除の条件を緩和します。
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例（条例第七一号）

- 一 東京都立中央・城北職業能力開発センターしごとセンター校の設置に伴い、所要の改正を行います。

- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第七二号）

- 一 手数料の額を改定するほか、規定を整備します。
- （例）家畜検査手数料
- 馬の伝染性貧血検査（二頭）
- 一、二〇〇円 ↓ 一、五七〇円
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第七三号）

- 一 東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬の額を引き上げます。

（一）会長

職務に従事した日一日につき

二八、〇〇〇円 ↓ 二八、一〇〇円

（二）委員

職務に従事した日一日につき

二六、二〇〇円 ↓ 二六、三〇〇円

- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第七四号）

- 一 臨港道路の占用料の上限額を改定します。

（例）広告塔

表示面積一月一平方メートルまでごとに

一、六五八円 ↓ 一、九一六円

- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第七五号）

- 一 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三四号）の施行による漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第一三七号）の改正に伴い、占用料に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都空港条例の一部を改正する条例（条例第七六号）

- 一 大島空港給油設備の設置に伴い、設備使用料に係る規定を設けます。
- 二 この条例は、令和六年五月一日から施行します。

●東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第七七号）

- 一 東京都労働委員会委員の報酬の額を引き上げます。
（例）会長
月額 五二三、〇〇〇円
↓ 五二四、〇〇〇円
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第七八号）

- 一 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成一二年政令第一六号）の改正に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第一四九号）の許可を受けた移動式製造設備（バルクローリー）に係る高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二〇四号）に基づく高圧ガス製造許可申請手数料を低減します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都自然公園条例の一部を改正する条例（条例第七九号）

- 一 使用料の上限額を改定します。

- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第八〇号）

- 一 占用料の額を改定します。
（例）第一種電柱（市）
一本につき一年
一、四九〇円 ↓ 一、六二〇円

- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都河川流水占用料等条例の一部を改正する条例（条例第八一号）

- 一 占用料等の額を改定します。

（例）土地占用料

- 第一種 一級地 一平方メートル一年
一六、一三九円 ↓ 一六、四八七円
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都立公園条例の一部を改正する条例（条例第八二号）

- 一 有料施設の使用料の種別を新設します。
観客席

- 一回一時間以内 一、三〇〇円

- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都霊園条例の一部を改正する条例（条例第八三号）

- 一 使用料等の上限額及び手数料の額を改定します。

（例）青山霊園の一般埋蔵施設使用料

- 一平方メートルにつき

- 二、八九三、〇〇〇円 ↓ 二、九七〇、〇〇〇円

- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都給水条例の一部を改正する条例（条例第八四号）

- 一 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三六号）の施行による水道法（昭和三十二年法律第一七七号）の改正に伴い、規定を整備するほか、手数料に関する規定を改めます。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第八五号）

- 一 東京都公安委員会委員の報酬の額を上げます。

(一) 委員長

月額 五二三、〇〇〇円

↓ 五二四、〇〇〇円

(二) 委員

月額 四二九、〇〇〇円

↓ 四三〇、〇〇〇円

- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第八六号）

- 一 地方警察職員たる警察官の定数の特例を定めます。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第八七号）

- 一 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六三号）等の施行に伴い、規定を整備するほか、手数料の額を改定します。

(例) 猟銃技能講習手数料

一二、七〇〇円 ↓ 一四、〇〇〇円

- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例（条例第八八号）

- 一 消防職員の定数を改めます。
消防吏員 一八、二六二人 ↓ 一八、三五一人
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第八九号）

- 一 手数料の額を改定します。

(例) 甲種危険物取扱者試験手数料

六、六〇〇円 ↓ 七、二〇〇円

- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例（条例第九〇号）

- 一 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六九号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）の改正を踏まえ、屋内消火栓設備に関する基準に係る規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（条例第九一号）

- 一 地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第一九号）の施行等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（条例第九二号）

- 一 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年環境省令第四号）の施行による排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三五号）の改正に伴

い、公共用水域に排出する汚水の規制基準を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和六年四月一日ほかから施行します。

●特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第九三号）

- 一 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和六年政令第二八号）の施行に伴い、補償基礎額を改定します。
- 二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

条 例

東京都国民健康保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十六号

東京都国民健康保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険給付費等交付金条例（平成二十九年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「第四条の六第三項」を「第四条の七第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十七号

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年東京都条例第八十六号）の一部

を次のように改正する。

第五条から第七条まで、第九条及び第十条中「算定政令附則第四条の規定により読み替えられた」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十八号

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表十二の項へ中「一万八千三百円」を「一万八千円」に、「六千五百円」を「九千三百円」に、「飲食店営業許可更新申請手数料」を「飲食店営業許可継続申請手数料」に、「更新申請の」を「継続申請の」に、「四千五百円」を「四千八百円」に改め、同項ト中「七千二百円」を「一万八千円」に、「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可継続申請手数料」に、「五千円」を「六千三百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項チ中「一万五千八百円」を「一万五千九百円」に、「食肉販売業許可更新申請手数料」を「食肉販売業許可継続申請手数料」に、「八千二百円」を「八千円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ヌ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「魚介類競り売り営業許可更新申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可継続申請手数料」に、「二万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ル中「一万五千八百円」を

「一万五千九百元」に、「集乳業許可更新申請手数料」を「集乳業許可継続申請手数料」に、「八千二百円」を「八千円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ヲ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「乳処理業許可更新申請手数料」を「乳処理業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ワ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項カ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「食肉処理業許可更新申請手数料」を「食肉処理業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ヨ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「食品の放射線照射業許可更新申請手数料」を「食品の放射線照射業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項タ中「二万一千六百円」を「二万五千五百円」に、「菓子製造業許可更新申請手数料」を「菓子製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千円」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項レ中「二万一千六百円」を「二万五千五百円」に、「アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料」を「アイスクリーム類製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ロ中「二万五千五百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ソ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「乳製品製造業許可更新申請手数料」を「乳製品製造業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ツ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「清涼飲料水製造業許可継続申請手数料」に、「飲料水製造業許可更新申請手数料」を「清涼飲料水製造業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項チ中「二万五千二百円」に、「食肉製品製造業許可更新申請手数料」を「食肉製品製造業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ナ中「二万一千六百円」を「二万五千五百円」に、「水産製品製造業許可更新申請手数料」を「水産製品製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千円」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の手数料」に、「一万四千円」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の手数料」

[illegible]

許可更新申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業許可継続申請手数料」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項エ中「一万三千二百円」を「一万九千八百円」に、「漬物製造業許可更新申請手数料」を「漬物製造業許可継続申請手数料」に、「七千八百円」を「一万一千七百元」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項テ中「二万一千六百元」を「二万五千五百円」に、「密封包装食品製造業許可更新申請手数料」を「密封包装食品製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ア中「二万一千六百元」を「二万五千五百円」に、「食品の小分け業許可更新申請手数料」を「食品の小分け業許可継続申請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項サ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「添加物製造業許可更新申請手数料」を「添加物製造業許可継続申請手数料」に、「一万六千元」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年六月一日から施行する。
- 2 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部改正（東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「一万八千三百円」を「一万八千円」に、「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「一万六千元」を「一万六千八百円」に、「六千五百円」を「九千三百円」に、「四千五百円」を「四千八百円」に、「七千二百円」を「一万八百元」に、「五千五百円」を「六千三百円」に、「二万一千六百元」を「二万五千五百円」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「一万五千八百円」を「一万五千九百元」に、「八千二百円」を「八千円」に改める。

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十九号

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十号

東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年東京都条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「当該各号」を「第一号から第四号まで」に改め、同項第一号中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第二号中「第四条第三号又は第四号」を「第四条第四号」に改め、同項第五号中「看護業務を行っている期間中に看護業務上の理由により」及び「看護業務に起因する」を削り、「を継続」を「に従事」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

- 2 この条例による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例の規定に基づき看護師等修学資金の貸与を決定された者に係る看護師等修学資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十一号

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例

東京都立職業能力開発センター条例（昭和四十六年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表東京都立中央・城北職業能力開発センターの項の次に次のように加える。

東京都立中央・城北職業能力開発センターしごとセンター校	東京都千代田区飯田橋三丁目十番三号
-----------------------------	-------------------

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十二号

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表十二の項口中「千二百円」を「千五百七十円」に改め、同表十七の二の項ハ中「第八条」を「第九条」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十三号

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年東京都条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千円」を「二万八千五百円」に、「二万六千二百円」を「二万六千三百円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都港湾管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十四号

東京都港湾管理条例の一部を改正する条例

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 二の部臨港道路の項中「五百十六円」を「五百六十六円」に、「千六百五十八円」を「千九百十六円」に、「二百五十円」を「二百六十六円」に、「四百九十九円」を「五百六十六円」に、「八百三十二円」を「九百五十八円」に、「百九十円」を「二百三十円」に、「四百十六円」を「四百五十円」に、「四百六十六円」を「五百六十六円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都漁港管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十五号

東京都漁港管理条例の一部を改正する条例

東京都漁港管理条例（昭和四十二年東京都条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十二条第一項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第四項」を「法第三十九条第四項」に改め、同条第二項後段中「又は」を「若しくは占用又は次条第一項に規定する認定計画実施者による」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都営空港条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十六号

東京都営空港条例の一部を改正する条例

東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二設備使用料の部大島空港給油設備の項を次のように改める。

大島空港給油設備	
給油タンク車	固定給油設備
一月 八万九千二百円	一月 十万五千六百円

附 則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。

東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十七号

東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十四年東京都条例第百一号）の一部を次のように改正する。

別表中「五十二万三千元」を「五十二万四千元」に、「四十六万七千元」を「四十六万八千元」に、「四十二万九千元」を「四十三万円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十八号

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表一の項2中「いう。」の下に「以下この項、」を、「金額」の下に「（当該移动式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円）」を加え、同表五の項中「（昭和四十二年法律第百四十九

号」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都自然公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十九号

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二 一の部(二)の項中「二千円」を「四千五百円」に、「千六百元」を「三千六百元」に、「八百円」を「千八百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都自然公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十号

東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都道路占用料等徴収条例（昭和二十七年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。

別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項から令第七条第二号に掲げる工作物の項までを次のように改める。

第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他 上空に設ける線 類	地下電線その他 地下に設ける線 類	法第三 十二條 第一項 第一号
一個につき	四、四〇〇	六、八〇〇	九、四〇〇	三、四〇〇	五、四〇〇	七、四〇〇	三四〇	長さ一メートルにつき 一年	一個につき
一、六二〇	二、四八〇	三、三五〇	一、四四〇	二、三二〇	三、一八〇	一四〇	一四	八	一、四一〇
二八〇	四四〇	五九〇	二五〇	四一〇	五六〇	二五	二	一	二五〇

法第三 十二項 第一号 第二号 に掲げ る物 件						物 に 掲 げ る 工 作				
三 メ ー ト ル 未 満 の 物 の	外 径 が 一 ・ 二 メ ー ト ル 未 満 の 物 の	外 径 が 一 ・ 五 メ ー ト ル 未 満 の 物 の	外 径 が 一 ・ 七 メ ー ト ル 未 満 の 物 の	外 径 が 一 ・ 七 メ ー ト ル 未 満 の 物 の	外 径 が 一 ・ 七 メ ー ト ル 未 満 の 物 の	変 圧 塔 そ の 他 こ れ に 類 す る も の 及 び 公 衆 電 話 所	広 告 塔	そ の 他 の も の	圧 器	物 に 掲 げ る 工 作
長 さ 一 メ ー ト ル に つ き 一 年	長 さ 一 メ ー ト ル に つ き 一 年	長 さ 一 メ ー ト ル に つ き 一 年	長 さ 一 メ ー ト ル に つ き 一 年	長 さ 一 メ ー ト ル に つ き 一 年	長 さ 一 メ ー ト ル に つ き 一 年	一 個 に つ き 一 年	表 示 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 年	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 年	占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 年	一 年
六 一 〇	四 〇 〇	三 〇 〇	二 〇 〇	一 四 〇	六 、 八 〇 〇	六 、 八 〇 〇	五 七 、 〇 〇 〇	六 、 八 〇 〇	二 、 〇 〇 〇	
二 六 〇	一 七 〇	一 三 〇	八 六	六 〇	二 、 八 九 〇	二 、 八 九 〇	一 一 、 五 〇 〇	二 、 八 九 〇	八 六 〇	
四 六	三 一	二 三	一 五	一 〇	五 一 〇	五 一 〇	二 、 〇 二 〇	五 一 〇	一 五 〇	

法第三十二條第一項第三号に掲げる施設				法第三十二條第一項第四号に掲げる施設				法第三十二條第一項第三号に掲げる施設				法第三十二條第一項第四号に掲げる施設							
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの				外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの				外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの				外径が一メートル以上のもの							
占用面積一平方メートルにつき一年				占用面積一平方メートルにつき一年				占用面積一平方メートルにつき一年				占用面積一平方メートルにつき一年							
Aに〇・〇〇四を乗じて得た額				Aに〇・〇〇六を乗じて得た額				Aに〇・〇〇八を乗じて得た額				Aに〇・〇〇八を乗じて得た額							
地下に設ける通路		上空に設ける通路		地下街及び地下室		階数が二のもの		階数が三以上のもの		地下に設ける通路		上空に設ける通路		地下街及び地下室		階数が二のもの		階数が三以上のもの	
一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇		三、四六〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇		一一、五〇〇	
六、八〇〇		一一、五〇〇		三、四六〇		五、七七〇		六〇〇		一、〇一〇		一八、〇〇〇		二九、一〇〇		六、九一〇			

令第七条第二号に掲げる 工作物	道路法 施行令 (昭和 二十七 年政令 第四百 七十九 号。以 下「令」 とい う。)					法第三 十二條 第一項 第六号 に掲げ る施設		
	アーチ 式工作 物		旗ざお 及び幕		標識	看板（アーチ式 であるものを除 く。）	商品置場その他 これに類するもの	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの
	車道を 横断す るもの	その他 のもの	その他 のもの	祭礼、 縁日等 に際し、 一時的 に設け るもの				
年	占用面積一 平方メートル につき一 年	一基につ き一年	占用面積一 平方メー トル又は 一本につ き一年	占用面積一 平方メー トル又は 一本につ き一日	一本につ き一年	表示面積一 平方メー トルにつ き一年	占用面積一 平方メー トルにつ き一年	占用面積一 平方メー トルにつ き一日
六、八〇〇		三〇〇、 〇〇〇	六〇〇、 〇〇〇	六〇、 〇〇〇	五、四〇〇	五七、 〇〇〇	六〇、 〇〇〇	五七〇
		一一五、 二〇〇	二三〇、 四〇〇	二三、 〇〇〇		二三、 〇〇〇	二三〇	
二、八九〇		五七、 七〇〇	一一五、 四〇〇	一一、 五〇〇	二、三一〇	一一、 五〇〇	一一、 五〇〇	一一〇
五一〇		一〇、 一〇〇	二〇、 二〇〇	二、 〇二〇	四一〇	二、 〇二〇	二、 〇二〇	二〇

別表令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料の置場の項中「三八、〇〇〇」を「五七、〇〇〇」に、「一九、九〇〇」を「二三、〇〇〇」に、「八、八〇〇」を「一一、五〇〇」に、「二、二一〇」を「二、〇二〇」に改め、同表令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる仮設収容施設の項中「二、六五〇」を「二、八九〇」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

●東京都条例第八十一号

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都河川流水占用料等徴収条例（平成十二年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

一 土地占用料

河川区域 の別		一級地		二級地		三級地		四級地		五級地		単位
第一種	一万六千四百八十七円	四十七百一十二円	二千四百八十五円	七百四円	二百五円	一平方メー トル一年						
第二種	八千二百四十三円	二千三百五十五円	千二百四十二円	三百五十二円	百二円							
第三種	二万七千四百七十八円	七千八百五十一円	四千四百四十三円	千七百七十四円	三百四十三円							
第四種	二万七千四百七十八円	七千八百五十一円	四千四百四十三円	千七百七十四円	三百四十三円							
第五種	百九万九千四百一十一円	三十一万四千七十五円	十六万五千七百二十一円	四万六千九百九十三円	一万三千七百三十一円	千平方メー トル一年						
第六種				四千六百元	四千六百元							
第七種	二万七千四百七十八円	七千八百五十一円	四千四百四十三円	千七百七十四円	三百四十三円							
第八種	一万三千七百三十九円	三千九百二十五円	二千七十一円	五百八十七円	百七十一円							
第九種	四万一千二百十七円	一万一千七百七十七円	六千二百十四円	千七百六十二円	五百十四円	一平方メー トル一年						
第十種	二万七千四百七十八円	七千八百五十一円	四千四百四十三円	千七百七十四円	三百四十三円							

別表二の項中「6,338円」を「6,477円」に改め、同表三の項中「四百二十七円」を「四百四十四円」に改め、同表四の項中「六百五十一円」を「六百七十七円」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十二号

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。
別表第六中

夜間照明施設		一回（二時間以内）	三千円	を
夜間照明施設		一回（二時間以内）	三千円	
観客席		一回（二時間以内）	千三百円	に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都霊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十三号

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項中「二千二百九十二円」を「二千五百三十七円」に改める。

別表第二中「二百八十九万三千円」を「二百九十七万円」に、「百八十九万九千円」を

「百七十六万一千円」に、「二百万八千円」を「二百二十五万五千円」に、「百六十八万三

千円」を「百六十二万三千円」に、「九十二万三千円」を「九十二万二千円」に、「二

十万一千円」を「二十万五千円」に、「八十七万六千円」を「八十四万四千円」に、「

「九十四万円」を「九十五万三千円」に、「二十二万八千円」を「二十三万六千円」に、

「八十九万三千円」を「八十七万六千円」に、「三十万八千円」を「三十二万二千

円」に、「九十二万九千円」を「八十九万九千円」に、「百六十八万二千円」を「百六十八万三千円」に、「六十万円」を「六十万八千円」に、「百六十一万二千円」を「百

五十六万七千円」に、「八十七万四千円」を「八十九万五千円」に、「五十四万五千

円」を「五十一万六千円」に、「六十二万八千円」を「五十九万七千円」に、「六万四

千円」を「六万円」に、「十二万五千円」を「十一万七千円」に、「八万七千円」を

「八万一千円」に、「八万八千円」を「九万一千円」に、「十三万円」を「十二万六千

円」に、「十九万一千円」を「十八万七千円」に、「二十一万五千円」を「二十万一千

円」に、「十五万一千円」を「十六万一千円」に、千四百円を千三百円に、

「六千四百円」を「六千六百円」に改める。

別表第三中「七百三十円」を「七百五十円」に、「九百二十円」を「九百三十円」に、

「三千七十円」を「二千九百二十円」に、「五千百七十円」を「五千二十円」に改める。

別表第四中「千百円」を「千二百円」に改める。

附則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都霊園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十四号

東京都給水条例の一部を改正する条例

東京都給水条例（昭和三十三年東京都条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十九条第一項ただし書中「第二号及び第三号に掲げる申込者で」を削り、「もの、

第五号に掲げる申込者並びに」を「申込者及び」に改め、同条第二項中「同項ただし書

に規定する」を削る。

第三十二条第六号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十五号

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条 例

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「五十二万三千元」を「五十二万四千元」に、「四十二万九千元」を「四十三万円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十六号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

15 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの警察官の定員は、第十四条第一項の規定にかかわらず、同項に定める人員に次に定める人員をそれぞれ加えた人員とする。

警察官

九一人

内 訳

警 視 二 人

警 部 五 人

警 部 補 五 四 人

巡 査 部 長 三 〇 人

巡 査 三 〇 人

16 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、初任教養のため、警察学校に入校中の警察官のうち三百人については、第十四条第五項の規定にかかわらず定員外とすることができる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十七号

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一 二の二の項を次のように改める。

二の二 自動車運転代行業の業務の 適正化に関する法律（平成十三年 法律第五十七号）第四条の規定に 基づく自動車運転代行業の認定の 申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請 手数料 一万二千元
---	------------------------------

認定申請のとき。

別表第一 三の項中(二)を削り、同項(三)中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定
証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同項中(三)を(二)とし、(四)を
削り、(五)から(七)までを(三)から(七)までとし、同表九の項(五)中「一万二千七百円」を「一万
四千元」に改め、同表十の項を削る。

附 則
この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。
令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十八号

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例
東京消防庁職員定数条例（昭和二十七年東京都条例第九十五号）の一部を次のように
改正する。

第三項の表消防吏員の項中「一八、二六二人」を「一八、三五一人」に改め、同表計
の項中「一八、六八四人」を「一八、七七三人」に改める。

附 則
この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十九号

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例
東京都消防関係手数料条例（平成十二年東京都条例第百号）の一部を次のように改正
する。

別表三の項ホ(1)中「百十八万円」を「百四十五万円」に改め、同項ホ(2)中「百四十一
万円」を「百七十二万円」に改め、同表二十の項イ中「六千六百円」を「七千二百円」
に改め、同項ロ中「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項ハ中「三千七百円」を
「四千二百円」に改め、同表二十一の項中「四千七百円」を「五千三百円」に改め、同
表二十六の項イ中「五千七百円」を「六千六百円」に改め、同項ロ中「三千八百円」を
「四千四百円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表二十の項、二十一の項及
び二十六の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。
第三十八条第一項第一号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第二条第五
号」を「第二条第九号の二イ」に改め、同項第二号中「主要構造部」を「特定主要構造

部」に改め、「若しくは」の下に「主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が」を加える。

第四十一条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十一号

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

例

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同条第二号中「単身赴任手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

別表第七 四の部（一）の款の表（五）の項中「〇・〇五」を「〇・〇二」に、「〇・五」を「〇・二」に、「〇・〇四」を「〇・〇一」に改め、同部（二）の款アの項の表及び同款イの項（ア）から（エ）までの表中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「一立方センチメートルにつき個」を「一ミリリットルにつきコロニー形成単位」に、「三、〇〇〇」を「八〇〇」に改める。

別表第七 七の項の表備考三中「第百三十八条第三項」を「第百三十八条第四項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第七 四の部（二）の款アの項の表及び同款イの項（ア）から（エ）までの表の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号の工場又は同条第八号の指定作業場であつて、改正後の条例別表第七 四の部（一）の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除くものをいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、令和九年三月三十一日までは、改正後の条例別表第七 四の部（一）の項の表の規定にかかわらず、附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

3 工場又は指定作業場に係る汚水処理する事業場については、当該工場又は指定作業場の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

4 附則第二項に規定する規制基準は、改正後の条例別表第七 四の部（一）の項の表備考第五号に規定する検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。

5 この条例の施行の際既に設置され、又は着工されている工場又は指定作業場から排出される汚水の六価クロム化合物に係る規制基準は、令和六年九月三十日（この条例の施行の際既に水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設が設置され、又は当該施設の設置の工事がなされている工場又は指定作業場にあつては、令和七年三月三十一日）までは、改正後の条例別表第七 四の部（一）の項の表及び前三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物（単位 六価クロムとして一リットルにつきミリグラム）	電気めっき業	〇・五

備考

中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の条例別表第七 四の部（一）の項の表又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該工場又は指定作業場から排出される汚水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十三号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

別表中「一二、四四〇円」を「一二、五〇〇円」に、「一三、三二〇円」を「一三、三五〇円」に、「一〇、六七〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一一、五五〇円」を「一一、六五〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「九、七九〇円」を「九、九五〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例第五条第二項第二号及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに令和六年四月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 都
〇三(五三二)一一一(代)	郵便番号 163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 五〇円 (郵送料を含む)
印刷所	勝美印刷株式会社
電話	東京都文京区白山一丁目十三番七号 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号	113-0001